

# お知らせ

## 1.改正点

### ☆給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和8年度の個人住民税から、給与収入額が190万円以下の方の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。(詳細は6ページをご覧ください)

### ☆各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

### ☆大学生年代の子等に関する特別控除

#### (特定親族特別控除)の創設

従来より、納税義務者に19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から、住民税は45万円を控除するとされていましたが、令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて遞減(徐々に減少)していく仕組みで新たな控除が設けられます。(控除額の詳細は9ページをご覧ください)

### ☆住宅ローン控除に関する政策税制

#### ○特例対象個人の控除対象借入限度額上乘せの延長

特例対象個人が認定住宅等の新築等をし、令和7年中に入居した場合、控除対象借入限度額が以下の通り上乘せされます(1年間の延長)

・認定住宅:原則4,500万円 → 5,000万円(500万円上乘せ)

・ZEH水準省エネ住宅:原則3,500万円 → 4,500万円(1,000万円上乘せ)

・省エネ基準適合住宅:原則3,000万円 → 4,000万円(1,000万円上乘せ)

※ 特例対象個人とは、以下のいずれかに該当する方です

1. 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
2. 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
3. 年齢40歳以上であって年齢19歳未満の扶養親族を有する者

#### ○床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積要件を40m<sup>2</sup>以上で適用可能とする緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認済みの新築住宅が対象となります(1年間の延長)

## ●市県民税・森林環境税を納める人(納税義務者)

令和8年1月1日現在で高知市に住所があるか、あるいは事務所等がある場合に、次のとおり課税されます。

納める税	市内に住所がある人	市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人
均等割	○	○
所得割	○	×
森林環境税	○	×

## ●市県民税・森林環境税が課税されない人

### 1.均等割・森林環境税も所得割もかからない人

- (1)生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2)障害者、未成年者(平成20年1月3日以降生まれ)、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

### 2.均等割・森林環境税がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

$$31万5千円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + \frac{18万9千円}{*}$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

### 3.所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

$$35万円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + \frac{32万円}{*}$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

## ●市県民税所得割の税率

市県民税所得割の税率は平成18年度までは3段階の超過累進税率構造になっていましたが、国から地方への税源移譲により平成19年度から一律10%の比例税率構造に変わりました。それに伴い所得税の課税区分と税率も変わりました。

課税所得金額	平成18年度まで 税源移譲前(3区分)	平成19年度から 税源移譲後(一律)
1,000円～1,999,000円	5% (市民税 3% 県民税 2%)	10% (市民税 6% 県民税 4%)
2,000,000円～6,999,000円	10% (市民税 8% 県民税 2%)	
7,000,000円～	13% (市民税 10% 県民税 3%)	

## ●人的控除額の差の調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市県民税の人的控除の適用状況に応じて市県民税を減額調整します。

市県民税の課税所得金額	市県民税の所得割額から控除される金額
200万円以下の人	①・② いずれが少ない金額の5%(市民税3%県民税2%) ① 人的控除額の差の合計額 ② 市県民税の課税所得金額
200万円超の人	人的控除額の差の合計額 - (市県民税の課税所得金額 - 200万円) × 5%(市民税3%県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には調整控除を適用しないこととされました。

## ◎市県民税と所得税の人的控除額の差

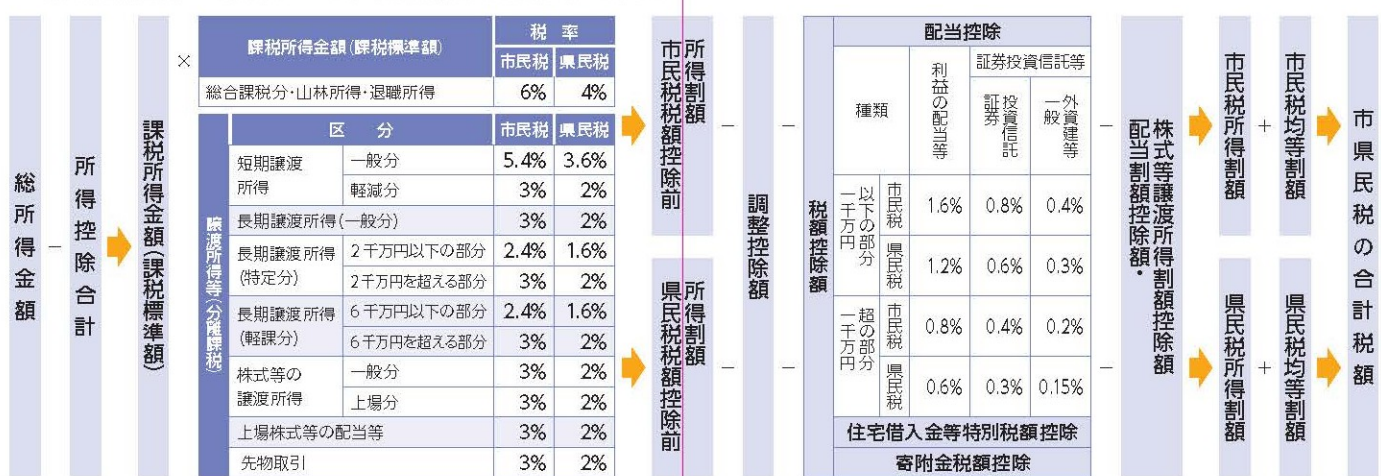
控除の種類		差額	控除の種類		差額
基礎控除*		5	扶養控除	一般	5
障害者控除	普通	1		特定	18
	特別	10		老人	10
	同居特別	22	同居老親等	13	
ひとり親控除	母	5	勤労学生控除		1
	父	1	寡婦控除		1

※ 基礎控除については、実際の控除額にかかわらず一律5万円となります。

控除の種類	差額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
納税義務者本人の合計所得金額			
配偶者控除	一般	5	4
	老人	10	6
			2
			3

## ●税額の計算方法

- ① まず前年中(令和7年1月～令和7年12月)の収入金額を下表の所得の種類に当てはめて、それぞれの所得金額を計算し、合計します。
  - ② 所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・その他の控除)を差し引き、課税所得金額を計算します。
  - ③ 課税所得金額(課税標準額)に税率を乗じて、税額控除前所得割額を算出します。
  - ④ 「所得税との人的控除額の差の調整控除」の金額を控除します。
  - ⑤ 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は控除します。
  - ⑥ 「配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額」があれば控除します。
  - ⑦ 均等割額(市民税3,000円・県民税1,500円\*)を加算して、令和8年度の市県民税額が決まります。(年税額は、この金額に森林環境税(国税)の1,000円を加算した金額です。)
- ※ 県民税均等割1,500円のうち500円は森林環境保全のために使われます。



## ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費を差し引き算出します。なお、市県民税は前年中(令和7年1月～令和7年12月)の所得をもとに計算します。  
※ 市県民税で分離課税の対象となる退職所得は、所得金額には算入されません。

所得の種類	所得金額の計算方法
① 利子所得	公債、社債、預貯金等の利子 収入金額 = 利子所得の金額
② 配当所得	株式や出資の配当等 収入金額 = 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
③ 不動産所得	地代、家賃、権利金等 収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
④ 事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
⑤ 給与所得	サラリーマンの給与等 収入金額 - 給与所得控除額 - (所得金額調整控除額) = 給与所得の金額
⑥ 退職所得	退職金、一時恩給等 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
⑦ 山林所得	山林を売った場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円 = 山林所得の金額
⑧ 譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得 収入金額 - 資産の取得価額等の経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
⑨ 一時所得	生命保険の満期等で生じる所得 (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円) × 1/2 = 一時所得の金額
⑩ 雑所得	① 公的年金等や ② 他の所得に当てはまらない 原稿料等や個人年金等の所得 次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

## ●給与所得の速算表

給与の収入金額	給与所得金額
～650,999円	給与収入 - 650,000円 = 0円
651,000円～1,899,999円	給与収入 - 650,000円 = 円
1,900,000円～3,599,999円	給与収入 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) A × 2.8 - 80,000円 = 円
3,600,000円～6,599,999円	A = ,000円 A × 3.2 - 440,000円 = 円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円 = 円
8,500,000円～	給与収入 - 1,950,000円 = 円

### ★所得金額調整控除

給与所得者で下記に当てはまる方は、下記の金額を給与所得から差し引きます。

収入金額が850万円を超え次のいずれかに該当する方	計算式
●特別障害者 ●23歳未満の扶養親族を有するもの ●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの	$\left( \begin{array}{l} \text{給与収入} \\ \text{(限度額1,000万円)} \end{array} - 850万円 \right) \times 10\%$ ※控除限度額15万円
給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円超	$\left( \begin{array}{l} \text{給与所得の金額} + \\ \text{公的年金等の雑所得の金額} \end{array} \right) - 10万円$ ※控除限度額10万円

## ●「公的年金等の雑所得」の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円
65歳以上	330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円